

シタル處、鶴野工場仕上工、廣岡源次郎ハ去ル十四日  
工債支拂方ヲ請求シタルニ付、工場ハ前記理由ヲ以テ  
之ヲ拒絶スルト共ニ若シ不服ナレハ他ニ轉勤スヘシ  
ト述ヘタルニ、廣岡ハ轉勤ハ敢テ拒マサルニ、解雇手  
續並ニ其ノ豫告手續當ヨリ支給スルニキヤト債シタルニ  
工場主人任意退職スル者ニ對シ支給ノ要ナシト答  
ヘタルニ依リ、廣岡ハ工場主側ノ態度ヲ頗ル憤慨  
セル模様ナリシカ之等ノ事力余因トナリ、鶴野工場  
職工二十四名、結束シ、蒲生之場トモ連絡ヲ取り去ル  
十八日、(一)要永書ヲ提出シタルカ、工場主ハ之ニ對  
シ全十九日(二)田舎ヲ興ヘタルヲ以テ工場主側ハ之等ノ  
處ヲ考慮シ、廿四日迄(三)之期ヲ表シタルニ  
職工側ニシテ諒トシテ之ニ服シタルニ依リ、本件ハ無事  
終結シタルカ尙職工ハ本等議及生ト共ニ大改機械房  
勵組金加入セル模様アリテ職工百津弘主催ニテ昨  
廿一日午後七時三十分ヨリ、全部櫻丘町大字野江

村ノ木敷會館ニ於テ本等議解決報告演説會ヲ  
開キ、聽衆百五十名(附近居住職工)算シ、終日終  
鶴野貞信外十九名ハ所屬組令、必要ヲ説  
合十時無事散會セリ

右記

(一) 要求事項

- 第一項、給料支拂日ヲ毎月末、前日支拂レタシ
- 第二項、毎月十四日ヲ以テ希望者ノミニ限り金拾円  
以上支拂ハレタシ
- 第三項、職工解雇ノ場合ハ豫告手續金トシテ十四日分  
ノ日給ヲ支拂ハレタシ
- 第四項、解雇手續後ハ勤続一ケ年ニ對シテ三月分ノ割  
合ヲ以テ支拂ハレタシ
- 第五項、此ノ件ニ付後日犧牲者ハ絕對ニ出サ、ルニト  
右聯盟ヲ以テ要求候也

中西專二郎外三十六名記名捺印  
(二) 回答事項